

## 2019年市議会2月通常会議 意見書（案）

- [意見書（案）第1号](#) 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書
- [意見書（案）第2号](#) UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書
- [意見書（案）第3号](#) 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書
- [意見書（案）第4号](#) 毎月勤労統計調査の不正・偽装問題の徹底した真相解明を行い再発防止を求める見書
- [意見書（案）第5号](#) 国民健康保険料（税）の負担軽減を求める意見書
- [意見書（案）第6号](#) 事実上の大軍拡計画を中止し、防衛費を削減し教育と社会保障に回すことを求める意見書
- [意見書（案）第7号](#) 原子力発電ゼロの日本を目指し、エネルギー政策の転換を求める意見書
- [意見書（案）第8号](#) 幼児教育・保育の無償化に関する意見書
- [意見書（案）第9号](#) 児童虐待の悲劇を断ち切る抜本的な対策を求める意見書

## 食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを求める意見書（案）

【公明提案】

食品ロスを削減することは今や我が国における喫緊の課題と言える。まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄され、国内で発生する食品ロスの量は年間 646 万トン（2015 年度）と推計されている。これは国際連合の世界食糧計画（W E P）が発展途上国に食糧を援助する量の約 2 倍に上る。

国は国際連合で採択された持続可能な開発目標（S D G s）に沿い、家庭での食品ロスの量を 2030 年度までに半減させることを目指しているが、その実現には事業者を含めた国民各層の食品ロスに対する取り組みや、意識啓発が必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人ひとりがおのおのの立場において主体的に削減に取り組み、社会全体の課題として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが求められる。

また、賞味期限内の未利用食品については、貧困や災害等により必要な食糧を十分に確保することができない者に提供するなど、可能な限り廃棄することなく、必要なところで活用できる仕組みを構築することも重要である。

よって、国及び政府においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるため、下記の事項について真摯に取り組むことを強く求める。

### 記

1. 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が協働し、食品ロス削減を総合的に推進するため、賞味期限内の未利用食品を福祉的に活用するための法律の制定を含めたより一層の取り組みを実施すること。
2. 国民運動として食品ロスの削減を目指すよう、商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や、国民各層への普及・啓発、学校等における食育・環境教育推進などを地方公共団体や事業者、消費者が一体となりこれまで以上に強化すること。
3. 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする者に届けるフードバンクなどの取り組みをさらに支援すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書（案）

【公明提案】

独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）では、UR賃貸住宅ストックを将来にわたって国民共有の貴重な地域資源として生かし続けるため、UR賃貸住宅ストック活用・再生ビジョンを策定した。これは、UR都市機構の賃貸住宅の設備が全国的に老朽化してきており、居住者の高齢化も進んでいることから、賃貸住宅を再生・再編して価値を生み出すことを目的としている。

これまで、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃減額措置を退去するまで継続することや、設備修繕費など居住者負担の軽減に向けた対策などが求められてきたことから、国の2019年度予算案では、所得が一定以下の高齢者世帯を対象に20年間の家賃減額期間の終了時に退去時まで家賃補助を延長すること、バリアフリー改修に係る補助率を引き上げることなどの支援策が計上されたが、今後は少子高齢化と人口減少の急速な進展を踏まえた対応をしていかなければならない。また、高齢者が安心して暮らし続けられるための住宅確保や、ライフスタイルの変化への対応が課題であり、地域資源として多様な活用を行うために団地規模をいかしながら、ニーズや特徴を把握し再生することが求められている。

よって、国及び政府においては、UR都市機構の賃貸住宅において多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちの実現を目指し、時代背景に合わせてそれぞれの物件に適した方法で再生・再編されるよう、下記の事項について取り組むことを求める。

### 記

1. 地域の医療福祉拠点化を推進する団地を住宅生活基本計画の成果指標である2033年度までに250団地程度とすることなど、整備を着実に進めること。
2. 団地機能の多様化に伴い、高齢者や子育て支援施設の整備を進めること。
3. 寿命サポート住宅の供給を拡充すること。
4. UR賃貸住宅ストックの活用にあたっては、地方公共団体等との連携を図るとともに、住民の意見を丁寧に聞き取り持続可能な都市を目指すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

【公明提案】

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われることが多い上、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあることから、診療には特別な注意が必要とされる。

このため妊婦の診療について、投薬などは胎児に特別な配慮が必要であり、産婦人科以外の医療機関が診察に積極的でないことから、専門外の医師に妊婦の診療に対する正しい知識を深め関わってもらうことを目的に、平成 30 年度診療報酬改定において妊婦加算が創設された。

しかし、この妊婦加算については医療関係者に十分な説明がないまま開始され、本来加算できない診療に加算されたことや、妊娠に関係のないコンタクトレンズの処方などで自己負担額が上乗せされることなど運用上の問題が指摘されてきた。

こうした指摘から国は、平成 30 年 12 月に平成 31 年 1 月 1 日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとしているが、少子化対策の観点から喫緊の課題であり、早急に対策を講じるべきである。

よって、国及び政府においては、社会全体で子育てを支援するという大方針のもと、妊婦が安心して医療を受けられる体制の充実と妊婦の健康管理の推進のために、下記の事項に取り組むことを求める。

### 記

1. 妊婦が安心して医療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬上の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。
2. 妊婦自身が保健・予防の観点から、特有の合併症や疾患・投薬などの留意点について、あらかじめ妊娠中の健康管理に関する情報を得ることができるようにすること。
3. 妊婦加算の見直しに当たっては、当事者の負担が増加することの影響にも十分配慮しつつ、早急に開かれた国民的議論を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 毎月勤労統計調査の不正・偽装問題の徹底した真相解明を行い再発防止を求める意見書（案）

【共産党提案】

2018年に発覚した毎月勤労統計調査（全国調査・地方調査）の不正・偽装は、政府の信用を根底から失墜させただけでなく、民主主義・国際的信頼をも揺るがす大問題であり国民の怒りが広がっている。

厚生労働省は2004年から500人以上の労働者を雇用する事業所に全数調査することになっていた当該調査について、東京都に関してはサンプリングをした事業所に対して調査をしていた。調査の変更を総務省に報告せず、データ補正のソフトまでつくって隠蔽を重ねていたことは、明らかに統計法違反であると考えるが、根本厚生労働大臣は2018年12月20日に不適切調査の報告を受けながらも翌21日に不正なデータをそのまま発表していた。

また、毎月勤労統計調査のデータは雇用保険や労災保険などの算定に用いられており、政府は調査の不適切な取り扱いにより被害を受けた方の一刻も早い救済に取り組む責任がある。

加えて、勤労統計調査は政府の意思決定の基盤であり、毎月勤労統計は基幹統計として政府の経済認識、景気判断、政策判断の指標にもなっている。厚生労働省は不正・偽装の発覚を受け、労働者の賃金の伸びが実際にはこれまでの公表値よりも低かったことを認め下方修正したが、このことは、政府が賃金上昇などから景気が回復しているとして決定した10月からの消費税増税の根拠が疑われる事態である。さらに、この問題に関しては、組織的隠蔽や、厚生労働省職員の監察委員会の第三者性・中立性が問題となり、これらの報告は到底国民が納得できるものではなく、事実を明らかにしない姿勢は国民の不信を増幅させることにしかならない。

厚生労働省から完全に独立した組織による勤労統計調査のやり直し、真相解明のための資料の提出、関係者の国会招致を行うなど、洗いざらい明らかにし、再発を防止することが必要である。

よって、国及び政府においては、毎月勤労統計調査の不正・偽装問題の徹底した真相解明を早急に行い、再発防止に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 国民健康保険料（税）の負担軽減を求める意見書（案）

【共産党提案】

国民健康保険は、制度上、無職者、年金生活者、非正規雇用の労働者が多く加入しており、被保険者は各種医療保険の中で1人当たりの平均所得が最も低い反面、保険料は、中小企業の労働者が加入する全国健康保険協会の1.3倍、大企業の労働者が加入する組合管掌健康保険の1.7倍になっている。

また、国民健康保険料（税）が重い負担となる要因の一つに、世帯人数に応じて保険料（税）が増える均等割がある。こうした仕組みは他の健康保険にはなく、被保険者の子どもがふえればふえるほど保険料が上がる仕組みである点については、少子化が深刻となっておりその対策が急がれる中で、時代に逆行する制度だと言わざるを得ない。

保険料（税）の滞納世帯は2017年6月現在全国で約289万世帯であり、これは全加入世帯の15%を超える。滞納が続くことにより保険証期限の更新がされず、窓口でかかる医療費が10割負担になる被保険者資格証明書が発行され、受診が遅れたことが起因で死亡される事案が発生するなど、悲惨な事例が各地で発生している。

こうしたことを背景に国民健康保険料（税）の引き下げを求める国民の声は切実さを増している。

さらに、国は2018年4月から国民健康保険の都道府県単位化を導入したが、滋賀県では2019年1月30日に開かれた滋賀県国民健康保険運営協議会において、各市町の2019年度国民健康保険料の基準額が公表され、大津市では1人当たり12,382円の値上げが示された。これを元に計算すると、2019年度の本市保険料では、所得200万円の40歳夫婦及び子ども1人のモデル世帯で、2018年度より37,054円、約10.5%の値上げ、年間の保険料額は389,984円と所得に対して19.4%超を占める大幅な値上げの可能性がある。保険料を大幅に引き上げる可能性があることから、さらなる滞納世帯や医療にかかりたくてもかかれない者の増加につながることは明らかで、容認できるものではない。

そもそも国民健康保険法は第1条でこの法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとし、第4条で国民健康保険事業運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国民健康保険は単なる国民同士の助け合い事業ではない。

よって、国及び政府においては、国民健康保険料（税）を全国健康保険協会の保険料負担並みに軽減するために公費を投入するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 事実上の大軍拡計画を中止し、防衛費を削減し教育と社会保障に回すことを求める意見書（案）

【共産党提案】

2012年に第2次安倍政権が発足して以降防衛費は増え続け、2019年度予算案では5兆2,574億円と7年連続で過去最大になった。さらに2018年12月18日に閣議決定した新たな防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画では防衛力の整備を安全保障関連法と新「日米防衛協力のための指針」に基づいて日米同盟を一層強化するとし、5年間で総額27兆4,700億円を投入する事実上の大軍拡計画となっている。

防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画の双方に、海上自衛隊の護衛艦いずもを事実上の空母化・戦闘機の導入を明記されたことは、自衛のための最小限度の範囲を超えることになり、専守防衛を建前としてきた自衛隊から海外で武力行使する軍隊へと変貌させるものにほかならない。これに伴い、アメリカ政府から兵器を購入する有償軍事援助(FMS)の総額は急速に拡大しており、2013年度予算で1,179億円であったFMSは、2019年度予算案では7,013億円と約6倍に膨らむ上に、配備予定の主なアメリカ製兵器は、高額な兵器ばかりであり、元航空自衛隊幹部からも目的が全く見えないと批判されている。

元陸上自衛隊の山下裕貴氏は、アメリカ政府の言いなりで兵器を買うなど題した月刊誌のインタビュー記事で、日本に高価な防衛装備品をどんどん買わせようというのがアメリカ政府の意図と指摘し、貿易摩擦が起きるたびにアメリカから兵器を購入していたら、安全保障上の自主性が失われてしまう可能性もあると述べている。また、元陸将の用田和仁氏は論文でアメリカのご機嫌を取るため、高額な装備品を購入することが日米同盟だと思っているならば、いつか見下され、国内産業は衰退し、アメリカの国益の考え方の変化によっては、日米同盟は終わるだろうと述べている。

こうした中、青山学院大学の申恵?教授ら18人の大学教授や弁護士が、防衛費の膨大な増加に抗議し、教育と社会保障への優先的な公的支出を求める声明を発表した。声明では福祉を切り捨て、教育予算を削減する一方で、巨額の予算を兵器購入に充てる政策は、憲法の社会権規定に反するだけでなく国際人権規約、社会権規約にも反すると述べており、賛同者は急速に広がっている。

朝鮮半島の非核化と平和に向けた情勢のもとで、安倍政権の防衛計画の大綱や中期防衛力整備計画は、有害な流れを持ち込むものである。

よって、国及び政府においては、専守防衛の建前を捨て、戦争をする国づくりを進めるアメリカ言いなりの事実上の大軍拡計画は中止し、国民の税金を教育と社会保障に優先して回すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 原子力発電ゼロの日本を目指し、エネルギー政策の転換を求める意見書（案）

【共産党提案】

東京電力の福島第一原子力発電所の事故から8年、どの世論調査でも、原子力発電の再稼働反対は揺るがない国民の多数意思になっており、原子力発電ゼロは国民の願いである。原子力発電所は一たび事故が起これば甚大かつ取り返しのつかない被害をもたらす危険性があり、その廃棄物の処理すら困難であるため、高コスト事業として原発輸出も軒並み頓挫し経済界からも経営リスクを懸念する声が上がっている。有効な避難計画もなく、住民や関係自治体の同意も得られない状況で原子力発電を再稼働することは許されない。

ところが、国のエネルギー基本計画で2030年度に発電量の20～22%を原子力で賄う計画を策定するなど、国民の意思も、今も被害に苦しんでいる福島県の現実も顧みず原子力発電に依存し続けている。

一方で、他国の流れは新エネルギーである再生可能エネルギーへ移行してきている。再生可能エネルギーは脱炭素化に貢献するだけでなく、停電や震災の際にも力を発揮する。とりわけ太陽光発電は、発電の最小単位が各戸単位であり、緊急時にも各施設・家庭で電力が得られるという利点がある。このような利点から、他国はパリ協定に基づき発電量に占める再生可能エネルギーの割合を、米カリフォルニア州やドイツは2030年までに50%、EU全体で32%に高める目標で取り組んでいるが、我が国の目標は2030年までに22～24%に留まっている。

また、他国では再生可能エネルギーに対する技術の進歩とコストの低下により予想以上のスピードでエネルギーシステムを変容させている上に、再生可能エネルギーの弱点である気候変動に対抗するための研究・開発にも取り組まれている。今国に求められているのは、高い技術力を生かして再生可能エネルギーによりエネルギー自給のレベルを高め、循環型社会を実現することである。

よって、国及び政府においては、将来も原子力発電に頼るというエネルギー政策を転換し、安全・安心のエネルギー供給を確保するためにも原子力発電ゼロの日本を目指すことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。



## 幼児教育・保育の無償化に関する意見書（案）

【共産党提案】

教育は子どもが人間らしく生きていくための重要な権利であり、家庭の経済力にかかわらず、全ての子どもたちに豊かに保障される必要がある。

日本の国内総生産（GDP）の教育への公的支出の占める割合は、OECD加盟国で最低であり、その意味でも2019年10月より幼児教育・保育を無償化することは歓迎すべきものであるが、幼児教育・保育の無償化に伴う地方公共団体の負担の増大については、懸念がある。

まず、財政面においては、無償化によって見込まれる幼児教育・保育の需要拡大に対応しなければならないのは各地方公共団体であり、現在でも不足している保育人材の育成・確保、施設整備等に対する財政支援がなければ到底対応することができない。また、そもそも、幼児教育・保育の無償化は、消費税増税にあわせた国の経済政策として2017年総選挙時に突然提唱されたものであることから、その財源は、当然のことながら、国の責任において対応すべきものであり、地方公共団体に新たな財政負担を強いるべきではない。

さらに、幼児教育・保育の無償化に伴う各地方公共団体の事務的な対応についても早急に解消すべき課題である。条例・規則などの整備、利用者への周知や関連するシステムの改修など、相当な実務が伴うことになるが、今日に至るも制度設計の詳細が明らかでなく、このままの状況が続けば、実施までの時間的な余裕がなくなり、各地方公共団体にとって大きな負担となりかねない。

全国市長会も、これらの点に関しては懸念を示しており、必要な国の財政措置と幼児教育・保育の質の確保・向上策について再三要望し、決議も出されているところであり、地方分権の趣旨に基づき、自治体の意見を尊重し、合意形成のうえで施策を遂行することが求められている。

よって、国及び政府においては、幼児教育・保育の無償化を持続可能なものとするため、国の責任において恒久的に財源措置し、地方自治体に新たな負担を強いることのない制度とすること、また、幼児教育・保育を担う地方公共団体の事務に十分配慮し、制度に関する詳細な情報を早急に明らかにすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 児童虐待の悲劇を断ち切る抜本的な対策を求める意見書（案）

【共産党提案】

親から虐待を受けた子どもの命が失われる悲劇がまたも起きた。平成31年1月に千葉県野田市で犠牲になった小学校4年生の女兒は、父親の暴力を訴えるSOSを発信していただいただけに、なぜ命が救えなかったのか、悔やんでも悔やみきれない。

児童虐待防止法の制定から20年近く経過する中、政府、各自治体の対策はとられつつあるものの、依然として多くの子どもが虐待に遭い、小さな命が奪われている現実は余りにも深刻である。悲劇を断ち切る抜本的な対策が求められている。

千葉県野田市の事件においては、児童相談所が女兒を一時保護するも、父親の猛反発で関係行政機関の姿勢が後退し、父親にアンケートのコピーまで渡すなど信じられない対応がなされた。なぜ市の教育委員会は父親の不当な要求に屈してしまったのか、危機感をもって適切な対応ができなかったのか、関係機関の情報共有や連携のあり方などを含めた検証と原因究明を行った上で、再発防止に向けてさらなる対策の強化が不可欠である。

政府は、一連の事件を受け、平成30年7月に示した児童虐待防止の強化に向けた緊急総合対策について、児童相談所が在宅指導している虐待事案に係る1カ月以内の緊急安全確認、虐待の通告元を明かさない、資料は一切見せないなどの虐待情報に関する新ルールの設定、児童相談所の児童福祉司の増員などを柱とした対策に取り組むこととしているが、子どもの命を守ることを最優先とし、児童相談所の体制を整備・強化するためには、各取り組みの実効性を高めていかなければならない。各ルールの法的根拠を明確化するとともに、虐待のリスクが高い場合には躊躇なく一時保護するための施設が十分に確保されているかの調査、また、一人が受け持つ相談件数が諸外国と比べて多く過大な負担を強いられている児童福祉司の大幅な増員や、虐待事案に適切に対処するための研修の充実が必要である。

さらに、虐待のサインに気づける大切な場所であるはずの学校も現在、十分に機能を果たしているとは言えず、改善が必要である。教員の多忙化などが丁寧な対応を阻んでいることを踏まえ、子どもを守る土台を確かなものにするため、学校現場の抱える様々な問題について早急に改善を図らなければならない。

よって、国及び政府においては、救えたはずという後悔を繰り返さないためにも、児童虐待の防止に向けて、上記の内容を踏まえた悲劇を断ち切る抜本的な対策を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。